

令和7年度 起業・事業拡大支援事業

目 的

- 島の魅力的な地域資源を活かして起業又は事業拡大を行う事業者に対し、その事業資金の一部を補助することで、村の雇用機会の拡充及び産業活力の向上を図る。

概 要

- 御蔵島村内で起業又は事業拡大を行う事業者等に対し、設備投資資金や運転資金を支援
- 業種の指定はなく、**起業の場合は最大300万円**を、**事業拡大の場合は最大800万円**を補助

	起業	事業拡大
対象者	・御蔵島村内において起業する方（事業継承を含む） ・主として御蔵島村内の商品、サービス等の販売を目的として、御蔵島村以外の地域において起業する方	御蔵島村内の事業所において事業拡大を行う方
対象期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日 （令和6年度は最長2年間）	令和7年4月1日～令和8年3月31日 （令和6年度は最長2年間）
対象経費	設備投資資金：設備費、改修費又はこれらに係る減価償却費 運転資金：広告宣伝費、店舗等借入費、人件費、調査費、研究開発費、島外からの事務所移転促進費、従業員の教育訓練経費、感染防止対策費	
事業費	上限600万円	設備投資を伴う場合： 上限1,600万円 その他： 上限1,200万円
補助率	1/2 （令和6年度は雇用創出を伴う場合3/4）	1/2 （令和6年度は雇用創出を伴う場合3/4）